

## 四街道市指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスの事業者の指定等並びに事業の基準等を定める条例案の概要

### 1 条例制定の背景

「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」が平成23年4月28日に、「介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」が平成23年6月15日に制定されました。これらの中で、介護保険法等について所要の改正が行われ、これまで介護保険法等に定められていた事業者の指定に関する一部の基準や厚生労働省令で定められていた介護サービスに係る基準を、都道府県や市町村の条例で定めることになりました。

本市では平成24年度中に条例の制定作業を進め、平成25年4月1日に施行することとしています。

### 2 根拠法令

#### (1) 介護保険法第78条の2

(指定地域密着型サービス事業者の指定)

第78条の2 第42項の2第1項本文の指定は、厚生労働省令で定めるところにより、地域密着型サービス事業を行う者(地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を行う事業にあつては、老人福祉法第20条の5に規定する特別養護老人ホームのうち、その入所定員が29人以下であつて市町村の条例で定める数であるものの開設者)の申請により、地域密着型サービスの種類及び当該地域密着型サービスの種類に係る地域密着型サービス事業を行う事業所(第78条の13第1項及び第78条の14第1項を除き、以下この節において「事業所」という。)ごとに行い、当該指定をする市町村長がその長である市町村の行う介護保険の被保険者に対する地域密着型サービス費及び特例地域密着型サービス費の支給について、その効力を有する。

#### 2、3 略

4 市町村長は、第1項の申請があつた場合において、次の各号(病院又は診療所により行われる複合型サービス(厚生労働省令で定めるものに限る。第6項において同じ。))に係る指定の申請にあつては、第6号の2、第6号の3、第10号及び第12号を除く。)のいずれかに該当するときは、第42条の2第1項本文の指定をしてはならない。

(1) 申請者が市町村の条例で定める者でないとき。

(2) ～(12)略

5 市町村が前項第1号の条例を定めるに当たっては、厚生労働省令(※)で定める基準に従い定めるものとする。

#### 6～11 略

※介護保険法施行規則第131条の10の2

法第78条の2第5項の厚生労働省令で定める基準は、法人であることとする。

(2) 介護保険法第78条の4

(指定地域密着型サービスの事業の基準)

第78条の4 指定地域密着型サービス事業者は、当該指定に係る事業所ごとに、市町村の条例で定める基準に従い市町村の条例で定める員数の当該指定地域密着型サービスに従事する従業者を有しなければならない。

2 前項に規定するもののほか、指定地域密着型サービスの事業の設備及び運営に関する基準は、市町村の条例で定める。

3 市町村が前2項の条例を定めるに当たっては、第1号から第4号までに掲げる事項については厚生労働省令で定める基準に従い定めるものとし、第5号に掲げる事項については厚生労働省令で定める基準を標準として定めるものとし、その他の事項については厚生労働省令で定める基準を参酌するものとする。

(1) 指定地域密着型サービスに従事する従業者に係る基準及び当該従業者の員数

(2) 指定地域密着型サービスの事業に係る居室の床面積

(3) 小規模多機能型居宅介護及び認知症対応型通所介護の事業に係る利用定員

(4) 指定地域密着型サービスの事業の運営に関する事項であって、利用又は入所する要介護者のサービスの適切な利用、適切な処遇及び安全の確保並びに秘密の保持等に密接に関連するものとして厚生労働省令で定めるもの

(5) 指定地域密着型サービスの事業（第3号に規定する事業を除く。）に係る利用定員

4～8 略

(3) 介護保険法第115条の12

(指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定)

第115条の12 (略)

2 市町村長は、前項の申請があった場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、第54条の2第1項本文の指定をしてはならない。

(1) 申請者が市町村の条例で定める者でないとき。

(2) ～(12) 略

3 市町村が前項第1号の条例を定めるに当たっては、厚生労働省令（※）で定める基準に従い定めるものとする。

4～7 略

※介護保険法施行規則第140条の27の2

法第115条の12第3項の厚生労働省令で定める基準は、法人であることとする。

(4) 介護保険法第115条の14

(指定地域密着型介護予防サービスの事業の基準)

第115条の14 指定地域密着型介護予防サービス事業者は、当該指定に係る事業所ごとに、市町村の条例で定める基準に従い市町村の条例で定める員数の当該指定地域密着型介護予防サービスに従事する従業者を有しなければならない。

2 前項に規定するもののほか、指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準及び指定地域密着型介護予防サービスの事業の設備及び運営に関する基準は、市町村の条例で定める。

3 市町村が前2項の条例を定めるに当たっては、第1号から第4号までに掲げる事項については厚生労働省令で定める基準に従い定めるものとし、第5号に掲げる事項については厚生労働省令で定める基準を標準として定めるものとし、その他の事項については厚生労働省令で定める基準を参酌するものとする。

(1) 指定地域密着型介護予防サービスに従事する従業者に係る基準及び当該従業者の員数

(2) 指定地域密着型介護予防サービスの事業に係る居室の床面積

(3) 介護予防小規模多機能型居宅介護及び介護予防認知症対応型通所介護の事業に係る利用定員

(4) 指定地域密着型介護予防サービスの事業の運営に関する事項であって、利用する要支援者のサービスの適切な利用、適切な処遇及び安全の確保並びに秘密の保持に密接に関連するものとして厚生労働省令で定めるもの

(5) 指定地域密着型介護予防サービスの事業（第3号に規定する事業を除く。）に係る利用定員

4～8 略

(5) 平成18年厚生労働省令第34号

指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準

(6) 平成18年厚生労働省令第36号

指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準

### 3 条例制定の方向性

本市における条例制定に当たり、根拠法令の中で「厚生労働省令で定める基準に従い定める」または「厚生労働省令で定める基準を標準として定める」とされている基準については、厚生労働省令の基準どおり規定します。

また、「厚生労働省令で定める基準を参酌する」とされている基準については、厚生労働省令の基準どおりに定めることを基本としますが、一部の項目については、新たな基準に改めます。

#### 4 制定する条例（案）

- (1) 四街道市指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定等に関する条例

法第78条の2、第115条の12に基づく基準について定めます。

従うべき基準は、厚生労働省令の規定どおり定めます。

参酌すべき基準となっている地域密着型介護老人福祉施設の入所定員については、従前の法令を適切なものと判断し、従前の法令どおり「29人以下」と定めます。

- (2) 四街道市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例

法第78条の4に基づく基準について定めます。

従うべき基準、標準は、厚生労働省令の規定どおり定めます。

後述の基準以外の参酌すべき基準は、厚生労働省令の規定どおり定めます。

- (3) 四街道市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例

法第115条の14に基づく基準について定めます。

従うべき基準、標準は、厚生労働省令の規定どおり定めます。

後述の基準（5（3）を除く）以外の参酌すべき基準は、厚生労働省令の規定どおり定めます。

#### 5 条例案（2）（3）において四街道市独自に設ける基準

- (1) 記録の整備

厚生労働省令では、サービスの提供に係る記録を完結の日から2年間保存しなければならないとされていますが、介護報酬の返還請求の消滅時効が5年であるため、地域密着型サービス費その他の利用料に関する書類の保存期間を5年とします。

- (2) 認知症対応型共同生活介護（介護予防含む）の運営規程

厚生労働省令で定められている「事業の目的及び運営の方針」「従業員の職種、員数及び職務の内容」「営業日及び営業時間」等に加え、「入居一時金の取扱い」

を、新たな基準として追加します。

認知症対応型共同生活介護（介護予防含む）事業所においては、老人福祉法の改正により、家賃、敷金及び介護その他日常生活上の便宜の供与の対価として受領する費用を除くほか、権利金その他の金品を受領してはならないとされました。また、前払金を受領する場合においてはその算定の基礎を書面で明示し、さらに、入居から一定期間内に契約が解除・終了した場合には、当該前払金から厚生労働省令で定める額を控除した額を返還する旨の契約を締結しなければならないとされたことから、「入居一時金の取扱い」について定めるよう規定します。

### （3）地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の居室の定員

厚生労働省令では、居室の定員は原則として1人とされていますが、居住費の関係から多床室のニーズが増大することを考慮すればその整備の可能性を否定すべきでないことから、従来型の居室定員を4人以下とします。